

茨城県信用保証協会定款

| | | |
|----|-------------|--------|
| 沿革 | 昭24. 12. 1 | 寄附行為許可 |
| | 昭29. 6. 25 | 認 可 |
| | 昭36. 4. 1 | 改正認可 |
| | 昭39. 8. 28 | 〃 |
| | 昭41. 7. 1 | 〃 |
| | 昭42. 9. 29 | 〃 |
| | 昭43. 9. 2 | 〃 |
| | 昭49. 12. 26 | 〃 |
| | 昭51. 9. 22 | 〃 |
| | 平 2. 2. 16 | 〃 |
| | 平 3. 2. 7 | 〃 |
| | 平 4. 3. 9 | 〃 |
| | 平 6. 2. 14 | 〃 |
| | 平11. 2. 23 | 〃 |
| | 平11. 11. 15 | 〃 |
| | 平12. 6. 8 | 〃 |
| | 平12. 6. 28 | 〃 |
| | 平14. 3. 20 | 〃 |
| | 平14. 12. 10 | 〃 |
| | 平16. 3. 31 | 〃 |
| | 平16. 12. 22 | 〃 |
| | 平17. 2. 22 | 〃 |
| | 平19. 10. 17 | 〃 |
| | 平20. 9. 1 | 〃 |
| | 平20. 9. 12 | 〃 |
| | 平21. 2. 2 | 〃 |
| | 平22. 6. 17 | 〃 |
| | 平24. 3. 14 | 〃 |
| | 平30. 3. 8 | 〃 |
| | 令 4. 11. 1 | 〃 |

第1章 総 則

(目 的)

第1条 本協会は、中小企業者等のために信用保証の業務を行い、もってこれらの者に対する金融の円滑化を図ることを目的とする。

(名 称)

第2条 本協会は、茨城県信用保証協会という。

(事務所)

第3条 本協会は、主たる事務所を水戸市に置き、従たる事務所を次の地に置く。
土浦支店 土浦市

(定款の変更)

第4条 この定款は、理事会の決議をもって変更することができる。

2 前項の決議は、理事の3分の2以上の者の同意によって行わなければならない。

(公 告)

第5条 本協会の公告は、本協会の掲示場に掲示して行い、且つ、水戸市に於て発行する茨城新聞に掲載して

行う。

第2章 業 務

(業 務)

第6条 本協会は、第1条の目的を達するために次の業務を行う。

- (1) 中小企業者等が銀行その他の金融機関から資金の貸付け又は手形の割引を受けること等により金融機関に対して負担する債務の保証
- (2) 中小企業者等の債務を銀行その他の金融機関が保証する場合における当該保証債務の保証
- (3) 銀行その他の金融機関が株式会社日本政策金融公庫の委託を受けて中小企業者等に対する貸付けを行った場合、当該金融機関が中小企業者等の当該借入れによる債務を保証することとなる場合におけるその保証をしたこととなる債務の保証
- (4) 中小企業者が発行する社債（当該社債の発行が金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限り、社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号）第66条第1号に規定する短期社債を除く。）のうち銀行その他の金融機関が引き受けるものに係る債務の保証
- (5) 前各号に掲げる業務に付随し、本協会の目的を達するために必要な業務

2 本協会は、前項の業務のほか、当該業務の遂行を妨げない限度において、次の業務を行う。

- (1) 前項各号の債務の保証に係る中小企業者に対する経営の改善発達に係る助言その他の支援
- (2) 前項各号の債務の保証をするに当たり行う当該債務の保証に係る中小企業者が発行する新株予約権の引受け
- (3) 前項各号の債務の保証に基づき求償権を取得した場合における当該債務の保証に係る中小企業者に係る次に掲げる業務

イ 債権管理回収業に関する特別措置法（平成10年法律第126号）第2条第1項第1号から第3号までに掲げる債権（以下この号において「特定金銭債権」という。）、特定金銭債権を担保する保証契約に基づく債権及び信用保証協会その他信用保証協会法施行令（昭和28年政令第271号）で定める者が特定金銭債権を担保する保証契約に基づく債権に係る債務を履行した場合に取得する求償権並びにこれらの債権に類し又は密接に関連するものとして同施行令で定めるものの譲受け

ロ イの規定により譲り受けた債権の管理（当該債権の管理のために必要な一切の裁判上又は裁判外の行為を含む。）

ハ イ及びロに掲げる業務に関連して必要な交渉及び調査並びに当該中小企業者に対する助言

- (4) 投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成10年法律第90号）第2条第2項に規定する投資事業有限責任組合が行う中小企業者に対する投資事業（創業若しくは中小企業者の経営の改善発達を支援するもの又は過大な債務を負っている中小企業者の事業の再生を図るものに限る。）に必要な資金の出資
- (5) 前各号に掲げる業務に付随し、本協会の目的を達するために必要な業務

3 本協会は、前項第3号イの規定により譲り受けた債権の回収に係る業務については、弁護士（弁護士法人及び弁護士・外国法事務弁護士共同法人を含む。）を代理人とし、又は債権回収会社（債権管理回収業に関する特別措置法第2条第3項に規定する債権回収会社をいう。）に委託するものとする。

4 この条及び次条において「中小企業者」とは、茨城県内において、商業、工業、鉱業、運送業、サービス業その他の事業を行う中小規模の事業者をいい、この条において「中小企業者等」とは、中小企業者、茨城県内に住所若しくは居所を有する者又は同県内において勤労に従事するものをいう。

（協会と銀行その他の金融機関との連携）

第6条の2 本協会は、その業務を行うに当たっては、中小企業者による経営の改善発達を促進するため、銀行その他の金融機関と連携を図るものとする。

（保証債務の最高限度）

第7条 本協会の保証債務額の最高限度は、基本財産並びに当該年度の出捐金及び次条に規定する金融機関等負担金の合計額の18倍とする。

2 前項における「保証債務額」とは保証債務の総額に10分の3を乗じて得た額とする。

第3章 資産及び会計

(基本財産)

第8条 本協会は、組織変更による本協会成立のときにおける資産の総額を基本財産として管理する。

2 毎事業年度の決算における当該事業年度の収支の差額の剰余は、その100分の50の範囲内で収支差額変動準備金として繰り入れることができ、収支の差額の欠損は収支差額変動準備金をもって補てんすることができるものとし、それらの繰り入れ又は補てん後の差額は当該事業年度末における基本財産の増加又は減少とする。

3 出捐金は当該事業年度末の基本財産の増加とする。

4 本協会は、金融機関等負担金（第6条第1項に掲げる債務の保証をするための業務に係る資金に充てるための負担金をいう。）を受け入れ、これを基本財産に充てることができる。

金融機関等負担金は当該事業年度の基本財産の増加とする。

5 収支差額変動準備金は、これを取り崩し基本財産に充てることができる。

この振替額は当該事業年度末の基本財産の増加とする。

6 第2項から前項までに規定する場合を除くほか、本協会の基本財産は変更をしないものとする。

（事業年度）

第9条 本協会の事業年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。

第4章 役員

（定数）

第10条 本協会に役員として理事14人以内及び監事4人以内を置く。

（選任）

第11条 理事及び監事は、学識経験者のうちから茨城県知事が委嘱する。

（任期）

第12条 理事の任期は3年、監事の任期は2年とする。但し、理事及び監事は再任されることができる。

2 理事10人以下又は監事は2人以下となったときは、遅滞無く、補欠の理事又は監事を定めなければならない。

補欠の理事又は監事の任期は、前任者の残任期間とする。

3 任期の満了又は、辞任によって退任した理事又は監事は、新たに定められた理事又は監事が就任するまでなおその職務を行う。

（会長、専務理事、常務理事）

第13条 理事のうちから、会長1人、専務理事1人、常務理事1人を互選する。

2 会長は、本協会を代表し、その業務を総理する。

3 専務理事は、本協会を代表し、会長を補佐して本協会の業務を処理し、会長に事故があるときは、その職務を行う。

4 常務理事は、会長、専務理事を補佐して本協会の業務を処理し、専務理事に事故があるときは、その職務を行う。

（理事会）

第14条 本協会の業務は、理事の全員をもって組織する理事会の決議により処理しなければならない。

第15条 理事会は、会長が招集する。

2 理事の3分1以上が会議の目的たる事項を示して会長に理事会の招集を請求したときは、会長は、すみやかに理事会を招集しなければならない。

3 理事会は、この定款に別段の定めある場合を除いて、理事の過半数が出席しなければ議事を開き議決することができない。

4 理事会の議事は、この定款に別段の定めある場合を除いて、出席した理事の過半数の同意をもって決する。

5 理事会の決議をなすべき場合において理事全員の同意があるときは、書面による決議をもって理事会の決議に代えることができる。

6 前項の書面による決議には理事会の決議に関する規定を準用する。

7 決議の目的である事項につき、理事全員が書面をもって同意を表したときは、書面による決議があったものとする。

第5章 顧問

（顧問）

第16条 本協会に顧問を置くことができる。

- 2 顧問は理事会の議を経て会長これを委嘱する。
- 3 顧問は事業に関し会長の諮問に応ずるの外、役員会に出席し意見を述べることができる。

第6章 合併及び解散

(合 併)

第17条 本協会は理事会の決議により合併することができる。

- 2 前項の決議には第4条第2項の規定を準用する。

(解散事由)

第18条 本協会は次の事由によって解散する。

- (1) 理事会の決議
- (2) 合 併
- (3) 破産手続開始の決定
- (4) 設立認可の取消し

- 2 前項第1号の決議には、第4条第2項の規定を準用する。

(残余財産の帰属)

第19条 本協会が解散した場合において協会の債務を弁済してなお残余財産があるときは、これを協会に対する資金その他の財産の出えん者に対し、出えんの額に応じ、且つその出えんの額を限度として分配するものとする。

- 2 前項の規定による分配の結果、なお残余財産があるときは、その財産は茨城県に帰属する。

付 則

本協会の組織変更当初の役員は、左の通りとする。

| | |
|-----|---------|
| 理 事 | 清 水 照 夫 |
| 同 | 増 田 隆 市 |
| 同 | 中 村 梅三郎 |
| 同 | 山 本 正 |
| 同 | 山 本 敏 雄 |
| 同 | 関 井 仁 |
| 同 | 三 宅 亮 一 |
| 同 | 風 戸 元 愛 |
| 同 | 比 佐 久 馬 |
| 同 | 石 崎 丈 一 |
| 同 | 渡 部 卯 平 |
| 同 | 後 藤 照一郎 |
| 同 | 高 田 輝 明 |
| 同 | 麻 生 知 次 |
| 同 | 飯 村 雅 太 |
| 監 事 | 綿 引 均 |
| 同 | 大 内 竹之助 |
| 同 | 小 沼 次 男 |
| 同 | 杉 山 正 博 |
| 同 | 後 藤 恵 治 |

付 則

この改正は昭和42年6月1日から適用する。(昭42. 9. 29日改正分第7条, 第8条)

付 則

この改正は昭和43年7月29日から適用する。(第7条第2項)

付 則

この改正は昭和49年12月26日から適用する。(第7条第2項)

付 則

この改正は昭和51年9月22日から適用する。(第7条第1項)

付 則

この改正は平成2年2月16日から適用する。(第8条第2項, 第5項, 第6項)

付 則

この改正は平成3年2月7日から適用する。(第3条)

付 則

この改正は平成4年3月9日から適用する。(第5条)

付 則

この改正は平成6年2月14日から適用する。(第6条第2項)

付 則

この改正は平成11年2月23日から適用する。(第8条第2項, 第5項(追加), 第6項(追加), 第7項(旧第5項), 第8項(旧第6項))

付 則

この改正は平成11年11月15日から適用する。(第6条第1項第3号)

付 則

この改正は平成12年6月8日から適用する。(第6条第1項, 同項第4号(追加), 同項第5号(旧第4号))

付 則

この改正は平成12年6月28日から適用する。(第10条, 第12条第2項)

付 則

この改正は平成14年4月1日から施行する。(第6条第1項第4号, 改正認可日平成14年3月20日)

付 則

この改正は平成15年1月6日から施行する。(第6条第1項第4号, 改正認可日平成14年12月10日)

付 則

この改正は平成16年3月31日から適用する。(第13条第1項, 第4項(追加))

付 則

この改正は平成17年1月1日から施行する。(第18条第1項, 同項3号, 同項4号)

付 則

この改正は平成17年4月1日から施行する。(第3条)

付 則

この改正は平成19年9月30日から施行する。(第6条第1項第4号, 改正認可日平成19年10月17日)

付 則

この改正は平成20年9月1日から施行する。(第6条第1項第1号, 同項第4号, 第6条第2項・第3項(追加), 第6条第4項(旧第2項), 第8条第4項)

付 則

この改正は平成20年10月1日から施行する。(第6条第1項第1号, 同項第3号)

付 則

この改正は平成21年2月2日から施行する。(第6条第1項第4号)

付 則

この改正は平成22年6月17日から施行する。(第8条第2項, 第5項(削除), 第6項(削除), 第5項(旧第7項), 第6項(旧第8項))

付 則

この改正は平成24年3月14日から施行する。(第10条, 第12条第2項)

付 則

この改正は平成30年4月1日から施行する。(第6条第2項第1号(追加), 同項第2号(旧第1号), 同項第3号(旧第2号), 同項第4号(旧第3号), 同項第5号(旧第4号), 第6条第3項, 第4項, 第6条の2(追加), 改正認可日平成30年3月8日)

付 則

この改正は令和4年11月1日から施行する。(第6条第3項, 改正認可日令和4年10月27日)